

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報報告端末機の番号です

暮らしのお知らせ

年金

遺族基礎年金について

遺族年金は、国民年金か、厚生年金保険の被保険者または被保険者であつた人が亡くなつたとき

に、その人によつて生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金には、「遺族基礎年金」と「遺族厚生年金」があり、亡くなられた方の年金の納付状況などによつて、いずれかまたは両方の年金が支給されます。

今回は遺族基礎年金について説明します。

支給対象者

国民年金の被保険者の人が亡くなられたときに、その方によつて生計を維持されていた「子のあらる配偶者」または「子」になります。

※「子」とは、18歳到達年度の末日までにある子、または、20歳未満で障害等級1級または2級の子となります。

支給要件

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある者が死亡したときです。ただし、死

亡した人について、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上あることが必要となります。

※特例として、令和8年4月1日前の場合は死

亡日に65歳未満であれば、死亡日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうち、保険料の滞納がなければ受けられます。

支給額（年額）
78万100円

+
子の加算

○子の加算

第1子・第2子
↓各22万4500円

第3子以降
↓各7万4800円

■お問い合わせ
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165
日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
旭川年金事務所
年金の加入手続き、納入相談など
☎0166-27-11611
年金相談の予約など
☎0166-72-5004

役場税務住民課年金担当
☎4-2511
内線116・117
★4-251103

必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改訂されました。

最低賃金は時間額 861円

効力発生日月日

令和元年10月3日

